

倫理条例策定特別委員会 調査結果報告書

1. はじめに

本年3月定例会において、議会改革推進特別委員会より、議会改革推進に関する事項の調査結果が報告された。その中で、議員の政治倫理については、「政治倫理の確立と向上に努めていくには、その指針となるべきものが必要であり、政治倫理条例を制定すべき」という委員会の結論が示されたところである。

本特別委員会は、その報告を受けて、政治倫理条例の策定を目的として、同定例会において10人の委員構成で設置され、本年9月定例会までの約半年を期限として調査・検討を行うこととした。

2. 委員会の開催状況と内容

回	年月日	内 容
1	平成25年3月21日	正副委員長の互選
2	4月4日	今後の進め方について協議
3	6月4日	条例の骨子について協議
4	6月18日	条例（案）について協議
5	6月24日	施行規則（案）について協議
6	7月9日	条例（案）及び施行規則（案）について協議
7	8月26日	委員会調査報告書について協議

3. 条例（案）策定の経過

（1）情報収集と分析

条例案を作成するにあたっての参考とするため、他市議会の条例を収集し、構成や内容の分析を行った。

（2）基本構成・骨子

他市議会の条例の分析を踏まえて協議した結果、シンプルで分かりやすい構成にすべきという意見で一致し、その上で他市議会の条文を参考に、本市議会の条例に必要なと考えられる項目の検討を行った。その結果、①目的、②責務、③政治倫理基準、④審査請求権、⑤政治倫理審査会の設置、⑥規則への委任を主要項目として、今後条文

の検討を進めていくことを確認した。併せて、多くの倫理条例にみられる「市との請負契約に関する規定（親等規定）」については、本市議会の条例に盛り込まないことを確認した。また、複数の委員から意見があった「市民の責務」については、政治倫理基準の中に同趣旨の内容を自主規制の形で規定することとした。

（３）条文の作成

基本構成及び骨子の内容を基に、富山県高岡市と山口県山陽小野田市の条例を参考に素案を作成し、条文ごとに内容の精査を行った。

４．まとめ

以上のとおり、特別委員会で７回にわたる協議を重ね、「横手市議会議員政治倫理条例（案）」及び「横手市議会議員政治倫理条例施行規則（案）」を別紙のとおり策定した。途中２度の全員協議会で中間報告をした結果、概ね議員全員の了解を得られたものと判断し、本条例案を平成２５年９月定例会に提出する。また、同条例施行規則については、議決事件に定められていないことから、条例が議決された際に同時に施行することとする。